4．自動車

(1) リコール制度

リコール制度とは、欠陥車による事故を未然に防止し、自動車ユーザー等を保護することを目的とするものであり、自動車製作者等が、その製作し、又は輸入した同一の型式の一定の範囲の自動車の構造、装置又は性能が自動車の安全上、公害防止上の規定（道路運送車両法の保安基準）に適合しなくなる恐れがある状態、又は適合していない状態で、原因が設計又は製作の過程にある場合に、その旨を国土交通省に届け出て自動車を回収し無料で改善のための修理をする制度です。

なお、2003年1月より、自動車製作者等がリコールの届出を確実に行わせるため、国がリコールの命令を行うことができる制度を整備し、また、2004年1月から、特定後付装置（タイヤ及びチャイルドシート）に関するリコール制度を導入しました。

① リコールの手続きと措置

自動車製作者等は、その製作する自動車又は特定後付装置に、設計又は製作上の上記の不具合があると認められるに至ったときは、不具合の状況及びその原因・改善措置の内容・自動車使用者等に対して周知させるための措置等を速やかに国土交通大臣に届け出なければなりません。

② リコールの公表

リコール届出がなされたものについては、その内容を国土交通省のホームページに公表しています。

③ リコール届出件数及び対象車両台数の推移

1969年度の制度発足以来、2006年３月までのリコール届出件数は2,877件、対象車両台数の累計は約5,549万台となっています。近年の推移は下表のとおりです。

項目／年度	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005
届出件数（件）	58	83	93	132	176	169	170	204	438	309
車両台数（万台）	211	259	113	187	241	329	301	442	757	566

問い合わせ先　○国土交通省自動車交通局技術安全部審査課リコール対策室
電話　03―5253―8111（代）

(2) 自動車・チャイルドシートアセスメント等

自動車ユーザーが安全な車を選ぶことができるように、安全性についての比較情報や安全装置の解説・装備状況に関する情報を、“自動車アセスメント”として分かりやすく提供しています。自動車アセスメントの情報は国土交通省ホームページやパンフレットでご覧いただけます。

また、安全なチャイルドシートを選ぶことができるように、チャイルドシートの安全性・使用性に関する比較情報を、“チャイルドシートアセスメント”として提供しています。

① 自動車アセスメント

実際に販売されている新車について、主に、衝突安全性能評価、歩行者頭部保護性能評価及びブレーキ性能評価の３つの評価を行い、その結果を分かりやすくまとめて公表しています。

衝突安全性能評価は、衝突事故の際に乗員の安全性を評価するため、フルラップ前面衝突試験、オフセット前面衝突試験、側面衝突試験の３つの種類の試験を行っています。これにより、自動車の前面・側面に衝撃を受けたときの乗員の安全性を総合的に評価しています。歩行者頭部保護性能評価は、自動車が歩行者に衝突した場合に歩行者の頭部への衝撃を低減させる性能を評価しています。また、ブレーキ性能評価は、雨天・晴天時の高速走行時に急ブレーキをかけた際の制動性能を評価しています。

国内で販売されている新車の販売台数の約８割をカバーする88車種についての結果を国土交通省ホームページ等で公表するとともに、パンフレット等により広く周知しています。

② チャイルドシートアセスメント

実際に販売されているチャイルドシートについて、前面衝突安全性評価及び使用性評価の２つの評価を行い、その結果を分かりやすくまとめて公表しています。

前面衝突安全性評価は、衝突時にチャイルドシートに座った乳児・幼児への頭部、胸部に受けた衝撃やダミー頭部の挙動等を測定して、乳児・幼児への安全性を評価しています。また、使用性評価では、チャイルドシートの誤った使用を防ぐために、使用性（取扱説明書等の記載内容、本体表示内容、機構の性能、座席への装着性、着座性）を評価しています。

年間約2000台以上販売されているチャイルドシートについて評価を行い、その結果について国土交通省ホームページ等で公表するとともに、パンフレット等により広く周知しています。

問い合わせ先 ○国土交通省自動車交通局技術安全部審査課
電話 03―5253―8111（代）

5．化学製品

私たちは、化学物質のさまざまな性質を利用して作られた製品を数多く使用しています。それらの化学物質は私たちの生活を便利にしてくれる一方で、人の健康や動植物、生態系に悪影響を及ぼす場合もあります。化学物質の有用性を最大限活用しつつ、人の健康や動植物、生態系への悪影響を最小限にするため、身近な化学製品やそれに含まれている化学物質のリスクを評価し、管理する必要があります。また、あわせて、地域住民や消費者を始めとする市民と製造者等との間でそれらの情報を共有するリスクコミュニケーションが重要となっています。

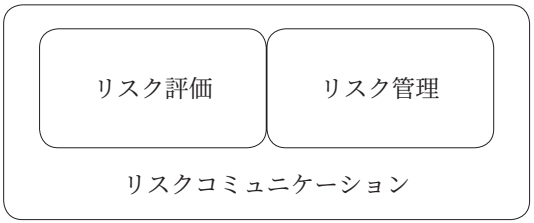

(1) リスク評価

化学物質によるリスクとは、化学物質が人の健康や動植物、生態系に悪影響を及ぼすおそれの大きさのことを指します。一般に、化学物質によるリスクは、有害性（ハザード）とばく露によって決まります。人間に対するばく露とは、吸い込んだり、口から入ったり、触れたりすることによって体内に取り込まれることです。化学製品中の化学物質のリスク評価に当たっては、それら化学物質の有害性の種類、量と反応の関係を明らかにし（有害性評価）、それらの化学物質のばく露経路、頻度、量を明らかにした上で（ばく露評価）、両方の結果を組み合わせて評価を行います。なお、化学物質のリスク評価は、その対象を「人の健康」と「動植物や生態系」とに大きく分けることができます。

① 化学物質の有害性評価

経済協力開発機構（ＯＥＣＤ）では、生産量が多いにもかかわらず有害性情報が整備されていない化学物質について、加盟国間で分担して情報収集し、評価を行っています。我が国においても、ＯＥＣＤにおける作業に積極的に協力するとともに、国内で安全性点検を進めるべきとされている既存化学物質（注）の安全性情報の収集を進めてきました。政府は、化学物質の安全性情報の収集の加速化を図るため、厚生労働省、経済産業省及び環境省の三省と民間事業者が連携協力して化学物質の安全性情報収集及び発信を行うプログラムを立ち上げ、安全性情報の収集作業を推進しています。その他、有害性に関する様々な調査研究を推進しています。

② 化学物質のばく露評価

化学物質のばく露の可能性を把握するため、環境省では、環境中での残留実態を把

握するための調査（化学物質環境実態調査）を継続的に実施しています。また、ばく露量の評価方法等に関する様々な調査研究を推進しています。

③　化学物質のリスク評価

経済産業省では、「化学物質総合評価プログラム」において、人の健康や環境中の生物に対する化学物質のリスクが高いと考えられる高生産量・輸入量化学物質を中心に、化学物質のリスク評価に必要な基礎データを収集・整備するとともに、これらのデータに基づいたリスク評価手法を開発し、リスク評価を実施しています。また、それらリスク評価書を独立行政法人製品評価技術基盤機構のウェブサイト（http://www.nite.go.jp）で公開しています。

環境省では、有害性や環境中での残留実態等を勘案して優先度の高い化学物質から、順次、人の健康や生態系に対する環境リスクの初期評価を行い、それらの結果を「化学物質の環境リスク評価（いわゆる「グレー本」）」として公表しています。

また、厚生労働省及び環境省では、小児等の特殊性を考慮したリスク評価に向けた調査研究を実施しています。

（注）1973年に「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」が制定される前から使われている化学物質。同法に基づく事前審査の対象外。

(2) リスク管理

前記のリスク評価の結果を踏まえ、人の健康、動植物、生態系に悪影響を及ぼすおそれのある化学物質については、その製造・使用を禁止したり、環境中への排出量の削減を促す仕組みを作ることによって、そのリスクを管理しています。

新しく製造・輸入され、化学製品の原材料となる化学物質については、「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」に基づき、製造等取扱いからみて、環境の汚染のおそれがない場合、取扱量が一定量以下の場合等を除いて、事前審査制度の対象となります。また、この法律では、化学物質の分解性、蓄積性、人への毒性又は動植物への毒性といった性状に着目し、当該化学物質の性状に応じた規制を実施しています。

また、人の健康や動植物、生態系に悪影響を及ぼすおそれがある354種類の化学物質については、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」に基づく化学物質排出・移動量届出制度（ＰＲＴＲ制度）により、社会全体で管理されています。ＰＲＴＲ制度では、工場施設等からの環境中に排出される届出対象化学物質の量と施設外に移動した量を、事業者自ら届け出てもらい、これらのデータを集計して公表しています。個別事業所のＰＲＴＲデータは請求に応じて開示されることになっており、誰でも入手することができます。市民を含めて社会全体が事業所のＰＲＴＲデータをチェックするというこの仕組みによって、事業所の自主的な化学物質管理を促しています。また、家庭の化学製品（家庭用農薬や殺虫剤、接着剤や塗料、洗剤、防虫剤、消臭剤、化粧品等）に含まれる化学物質が環境中に排出される量については国が推計しており、消費者自らが化学物質によるリスクの管理をするための有用な情報の１つとなっています。また、同法では、事業者に化学物質等安

全情報シート（ＭＳＤＳ）の提供を義務付ける他、同法に基づき定められた化学物質管理指針に留意して、事業者自らが取扱う化学物質のリスク管理を行うことを求めています。

「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」では、家庭用品中に含まれる有害物質による健康への影響を防止する観点から、有害化学物質を指定し、家庭用品中の含有量等に関する規制基準を設けています。

(3) リスクコミュニケーション

私たちは、化学製品やそれに含まれる化学物質について、その有用性を享受する一方で、使い方等によっては、人の健康や動植物、生態系に悪影響を及ぼすおそれがある、ということを理解し、それぞれの立場で取組や適切な行動の選択をしていくことが重要です。

このためには、化学物質に関する正確な情報を市民・事業者・行政のすべての者が共有しつつ相互に意思疎通を図るというリスクコミュニケーションが必要です。また、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」において事業者は、「化学物質の管理の状況に関する国民の理解を深めるよう努めなければならない」とされているところです。

リスクコミュニケーションを行うに当たっては、化学物質やそのリスクについて正確で分かりやすい「情報の整備」、化学物質に関する疑問に答える人材の育成やリスクコミュニケーションの手法の開発等による「対話の推進」、市民、事業者、行政の間で情報を共有し、相互理解を深めるための「場の提供」が重要です。

① 情報の整備

リスクコミュニケーションには、化学物質の種類、性質、化学製品に含まれる量のほか、それらのリスクについての分かりやすくかつ正確な情報が整備されることが重要です。

厚生労働省、経済産業省、環境省では、化学物質に関するホームページを作成するなど、情報の整備に努めています。

厚生労働省：http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/seikatu/kagaku/index.html
経済産業省：http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/index.htm
環境省　　：http://www.env.go.jp/chemi/

また、環境省では、化学物質の情報を分かりやすく整理し、簡潔にまとめた「化学物質ファクトシート」や、小中学生に化学製品の適切な使い方等について考える機会を持ってもらうための小冊子「かんたん化学物質ガイド」のほか、ＰＲＴＲ制度に基づくデータや化学物質環境実態調査の結果を読み解くための冊子等を作成しています。

独立行政法人製品評価技術基盤機構では、ＣＨＲＩＰ（Chemical Risk Information

Platform：化学物質総合情報提供システム）において、化学物質ごとに法規制の状況や作業許容濃度等、約50項目にわたる情報を公開しています。

独立行政法人製品評価技術基盤機構：http://www.safe.nite.go.jp/index.html

② 対話の推進

特に市民が化学物質のリスクコミュニケーションを行うに当たっては、化学物質に関する専門知識を中立的な立場で分かりやすく解説する人材の育成・活用や、ホームページにアクセスした場合に的確かつ容易に応答できるシステム等の向上、対話を円滑に進めるためのマニュアルの作成等によって、「対話の推進」を進めることが重要です。

環境省では、市民と事業者等との対話の際に専門的な用語を中立的な立場で解説できる人材「化学物質アドバイザー」の育成・派遣を行い、市民と事業者等との対話が円滑に進むよう支援しているほか、化学物質関連情報についてインターネット上で楽しみながら効果的に学習するコンテンツとして、「かんたん化学物質ガイド」e－ラーニング版の作成等を行っています。

経済産業省では、事業者の方々にリスクコミュニケーションを正しく理解・実行していただくための事業者向けパンフレットを配布し、また、「2005年度ＰＲＴＲデータ活用セミナー」において、先進的にリスクコミュニケーションを実施している事業者の取組事例を紹介し、その普及に努めているところです。

③ 場の提供

市民・事業者・行政のすべての者が情報を共有しつつ相互に意思疎通を図るための「場の提供」が行われることが重要です。

環境省では、このような場の一つのモデルとして、2001年12月から、関係省庁の協力も得ながら市民・産業・行政等からなる「化学物質と環境円卓会議」を公開で定期的に開催しています。また、地方での本会議の開催等を通じ、地方公共団体におけるリスクコミュニケーションの場を支援しています。

問い合わせ先

○厚生労働省医薬食品局審査管理課化学物質安全対策室
電話　03－5253－1111（代）
○経済産業省製造産業局化学物質管理課
電話　03－3501－1511（代）
○環境省環境保健部環境安全課
電話　03－3581－3351（代）

6．サービス

エステティック

経済産業省の委託事業として、2002年12月に「エステティック産業の適正化に関する検討会」（座長：石橋康正東京大学名誉教授）を設置し、消費者が安心してサービスを受けられるよう、エステティック産業の適性化に向け、エステティックサロンの認定制度とエステティシャンの共通資格制度の在り方について検討が行われ、以下のような体制、スケジュールでこれらを具体化することが適当との結論を得て、2003年６月に報告書がとりまとめられました。その要旨は以下のとおりです。

1）エステティック産業の適正化及び消費者保護の充実を図るため、「エステティックサロンの認定制度」及び「エステティシャンの共通資格制度」を出来る限り早期に実現すべき。
2）上記制度を実施する中核機関として、「日本エステティック認定機構（仮称）」の設立準備を進め、2004年４月の設立を目指すべき。
3）2004年以降、現職者及び新卒者に対し、技術等のサービス水準を確保するための共通的な教育・認定を行い、人的体制が整う2006年を目途にサロンの認定を開始する。

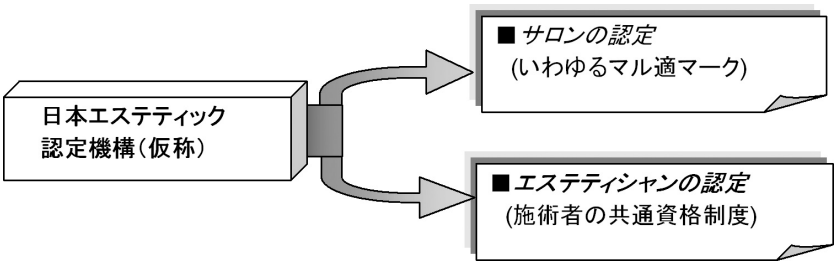

（参考）上記報告書本文のアドレス
（http://www.meti.go.jp/report/downloadfiles/g30604b01j.pdf）

上記報告書の内容を踏まえ、エステティック業界では2004年５月に「特定非営利活動法人日本エステティック機構」を設立しています。同法人では、2007年中を目途にエステティックサロンの認定制度及びエステティシャンの共通資格制度を創設する予定で、現在、具体的な作業等について検討が行われています。

問い合わせ先　○経済産業省商務情報政策局サービス産業課
電話　03－3501－1511（代）

7．販売業者による安全情報提供の促進

小売業者は、販売する商品や提供するサービスに関し、消費者からクレーム等を直接受けており、その中には、消費者の安全に関する情報を有するケースがあります。この安全に関する情報の早期把握は、危害の発生・拡大を防止するために重要です。このため、小売業者は、消費者からのクレーム等から得た安全に関する情報を製造業者、消費者及び行政にフィードバックする等の責務を果たすことが必要と考えられます。

(1) 製品事故に係る情報の提供について

小売業者は、消費者の安全の確保を目的として、その小売り販売に係る消費生活用製品について生じた製品事故に関する情報を収集し、当該情報を一般消費者に対し適切に提供するよう努めなければなりません。(消費生活用製品安全法第34条第１項)

加えて、その小売販売に係る消費生活用製品安全法について重大製品事故（注）が生じたことを知ったときは、その旨を当該消費生活用製品の製造事業者又は輸入事業者に通知するよう努めなければなりません。(消費生活用製品安全法第34条第２項)

さらに、重大製品事故以外の事故情報に関しては、独立法人製品評価技術基盤機構（P291、292参照）へ安全に関する情報を報告することが期待されます。

(注) 重大製品事故とは、製品事故のうち、危害が重大なものであり、具体的には、死亡事故、重傷病事故、後遺障害事故、一酸化炭素中毒事故、火災のことを指します。

(2) 安全情報一般の提供について

また、小売業者は、各自治体が定める「消費生活条例」（P280～P282参照）に基づく事業者の責務等として規定されている行為（商品等の消費者への周知、回収・改善その他商品等から生ずる危害を防止するために必要な措置、行政機関への通報等）を行わなければなりません（各自治体の連絡先はP317～P338参照）。なお、「消費生活条例」が定められていない場合においても、小売業者は、所在地の自治体へ安全に関する情報を連絡することが望まれます。

問い合わせ先
○経済産業省商務情報政策局製品安全課
（製品事故に係る情報の提供について）
○経済産業省商務情報政策局流通政策課
（小売業者による安全情報一般の提供について）
電話　03―3501―1511（代）

8．損害賠償制度のあるマーク制度

(1) BLマーク

（財）ベターリビングが優良住宅部品（ＢＬ部品）認定制度に基づき認定した住宅部品は、ＢＬ（BetterLiving）マーク証紙（下図参照）等でＢＬ部品であることを表示しています。認定は、1）機能に優れ、快適な居住環境を提供できるものであること、2）安全性が優れたものであること、3）耐久性、維持性が優れたものであること、4）適切な施工が担保されているものであること、5）確実な供給、品質保証及び維持管理サービスが提供できるものであることを基準に審査の上、行われます。BL部品には、認定企業が消費者に対して十分なアフターサービスを行えるよう、製品や施工に起因する万一の事故に備えて、部品の修理・交換や損害賠償に対応する次の２つの保険が付けられています。

◆マーク表示例

① 保証責任保険

ＢＬ部品は、瑕疵・欠陥に関する無償修理２～10年間保証が義務づけられているため、ＢＬ部品が住宅に据付けられ引渡された後、当該期間以内に設計・製造あるいは据付け工事に原因のある瑕疵・欠陥が発見された場合、その瑕疵・欠陥を無償修理するために要した費用損害が、保険金として認定企業に支払われます。（保証責任保険の年間限度額は20億円、５億円／事故）

② 賠償責任保険

ＢＬ部品が住宅に据付けられ、引渡された後、設計・製造あるいは据付け工事等に原因のある瑕疵・欠陥によって生じた事故に起因して、ユーザー等がケガをしたり死亡した場合やこれらの財物を破損した場合に、被害者に支払わなければならない損害賠償金が保険金として認定企業に支払われます。（賠償責任保険の限度額は、人身事故の場合３億円/事故、１億円/人、物損事故の場合、5,000万円/事故となっています。）

③ お客様相談室

お客様相談室では、ＢＬ認定制度やＢＬ部品の最新情報（認定状況等）、認定企業に関する問い合わせ先等の情報提供を行うとともに、アフターサービス相談（ＢＬ部品の点検や修理の依頼先に関する情報の提供など）も受け付けております。

相談専用電話03―5211―0680（受付時間 10：00～12：00及び13：00～17：00）

［土、日、祝日、年末年始を除く］

問い合わせ先

○国土交通省住宅局住宅生産課

電話　03―5253―8111（代）

○（財）ベターリビング

住所　〒102-0071 千代田区富士見2―14―36　FUJIMI WEST

電話　03―5211―0556

ホームページ　http://www.cbl.or.jp/

(2) その他のマーク付損害賠償制度

	STマーク	SFマーク	ボート・波のり基準合格マーク	液化石油ガス用ガス漏れ警報器検定合格証及び不完全燃焼警報器検定合格証
実施団体	(社) 日本玩具協会 Tel 03—3829—2513	(社) 日本煙火協会 Tel 03—3281—9871	日本空気入ビニール製品工業組合 Tel 03—3861—6544	高圧ガス保安協会 (検査) Tel 03—3436—6108 ガス警報器工業会 (保険) Tel 03—5157—4777
マーク				 他の表示形式もあります
表示の基準	玩具安全基準	(社) 日本煙火協会検査規定「がん具煙火の安全基準及び検査等に関する規程」	「プラスチック製空気入れボート安全基準」「プラスチック製空気入れ波のり安全基準」	高圧ガス保安協会検査規程「液化石油ガス用ガス漏れ警報器検定規程」 及び「液化石油ガス用不完全燃焼器検定規程」
賠償制度	共済制度 (STマーク付玩具補償共済) による賠償補償 対人賠償 1人　最高1億円 1事故期間中2億円 対物賠償 1事故最高2000万円 見舞金　30万円 「自動車損害賠償補償法」に定める基準等に準拠	保険 (賠償責任保険) による。 対人 対物　に対して 1事故(期間中) 2億円 免責額 1事故　3万円	共済制度 (玩具補償共済) による。 対人賠償 1人　最高1億円 1事故期間中2億円 対物賠償 1事故最高2000万円 免責額 1事故　1000円	保険 (賠償責任保険) による。 身体賠償 1人　最高2億円 1事故　最高5億円 財物賠償 1事故　最高5億円 免責金額 1事故につき5万円 保険期間中の 総保険額　5億円
対象範囲	玩具	おもちゃ花火 (国産・輸入品全て)	大型のプラスチック製空気入れボートならびに大型の波のりウキワ・フロート類	液化石油ガス用ガス漏れ警報器及び不完全燃焼警報器

	都市ガス用 ガス警報器証票	ＨＡＰＩマーク	ＳＧマーク	ＰＬマーク
実施団体	（財）日本ガス機器検査協会（検査） Tel 03―5570―5981 ガス警報器工業会（保険） Tel 03―5157―4777	（社）日本ホームヘルス機器工業会 Tel 03―5805―6131	（財）製品安全協会 Tel　03-5255-3631	ポリオレフィン等衛生協議会 Tel 03-3297-7700
マーク				 又は、
表示の基準	（財）日本ガス機器検査協会検査規程「都市ガス用ガス警報器検査規程」	（社）日本ホームヘルス機器「ＨＡＰＩマーク発給規程」	（財）製品安全協会が制定する製品の安全性に関する認定基準	「ポリオレフィン等合成樹脂製食品容器包装等に関する自主基準」に適合する容器包装等
賠償制度	保険（賠償責任保険）による。 身体賠償 １人　　最高２億円 １事故　最高５億円 財物賠償 １事故　最高５億円 免責金額 １事故につき５万円 保険期間中の 総保険額　　５億円	保険（賠償責任保険）による。 身体障害賠償 １人　最高5000万円 １事故につき３億円 （ただし、磁気治療器は、１億円） 財物損壊賠償（ただし、磁気治療器は対象外） １事故につき 1000万円 免責金額 いずれの賠償も １事故につき 1000円	保険（賠償責任保険）による対人賠償 １人　　最高１億円 一時金　　60万円	賠償制度は無し
対象範囲	都市ガス用ガス漏れ警報器及び不完全燃焼警報器	低周波治療器、電位治療、超短波治療器、磁気治療器等24品目	消費生活用製品 131品目	合成樹脂（28樹脂）製の食品器具容器包装等、およびその原材料